# 令和８年９月定例

# 四万十町教育委員会

# 会 議 資 料

日　時：令和８年９月１日（火）午前９時００分

場　所：四万十町役場本庁東庁舎　２階 町民活動支援室

# 会　議　次　第

１　開　会

２　教育長あいさつ

３　会議録署名委員の指名

４　議　題
　①　承認第１号　専決処分の承認について
　②　議案第１号　令和７年度における四万十町教育委員会の事務の執行状況に関する点検及び評価について
　③　議案第２号　令和８年度教育委員会関係予算案（９月補正）について

５　協議事項

６　報告事項

７　その他
　① 令和８年度　全国学力・学習状況調査　結果について
　② 保育所訪問について
　③ 今後の日程について

| | |
|---|---|
| 教 育 長 | 川上　武史 |
| 委　　員 | 横山　順一、　谷口　和史、　野中　裕子、　西谷　史 |
| 事 務 局 | 今西　浩一、　橋本　剛臣、　藤原　直美、　中井　智之 |

承認第１号

専決処分の承認について

指定校区外就学に係る承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１８年四万十町教育委員会規則第４号）第３条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第４条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和８年９月１日　提出

四万十町教育長　　川上　武史

別紙

# 専　決　書

指定校区外就学に係る承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１８年四万十町教育委員会規則第４号）第３条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和８年８月１７日

四万十町教育長　　川上　武史

別紙

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和８年●●月●●日付けで、●●●

# 四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】
（令和４年四万十町教育長訓令第１号）

（承認及び承諾基準）

第２条　四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

（申請）

第３条　就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書（様式第１号）を教育委員会に提出しなければならない。

２　前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

（承認又は承諾）

第４条　教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第２条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

参　考

# 四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（平成18年教育委員会規則第４号）　　【抜粋】

（委任）

第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第１項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

（１）　教育行政の基本方針に関すること。

（２）　教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

（３）　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

（４）　教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。

（５）　教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。

（６）　法第26条の規定による点検及び評価に関すること。

（７）　法第29条に規定する意見の申出に関すること。

（８）　幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。

（９）　教科書の採択に関すること。

(10)　教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。

(11)　重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。

(12)　教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。

(13)　文化財の町指定に関すること。

(14)　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第３条　教育長は、緊急の場合には、第１条各号に規定する事務を専決することができる。

（委員会への報告）

第４条　教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

（１）　第１条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。

（２）　前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

別表（第２条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

| 事由 | 承認・承諾の基準 | | 承認・承諾期間等 |
|---|---|---|---|
| 転居又は転出 | 1 | 小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合 | 小学校は学年末まで<br>中学校は卒業まで |
| | 2 | 小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合 | 学年末まで |
| | 3 | 住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合 | 教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要） |
| | 4 | 新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合 | 住民登録がされるまで（原則６か月以内） |
| 転入予定 | 5 | 本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合 | 転入日まで |
| 住民票未登録 | 6 | 特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合 | 住民登録がされるまで（年度ごとの申請が必要） |
| 留守家庭児童対策 | 7 | 小学校６年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合<br>①　児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合<br>②　保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合<br>③　他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合 | 状況に変化がなければ、小学校卒業まで（年度ごとの申請が必要） |
| 心身の事情 | 8 | 児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合 | 教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要） |
| | 9 | 支援学級のある学校への就学を希望する場合 | 卒業まで |
| 教育上の配慮 | 10 | 就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。） | 中学校のみ卒業まで（年度ごとの申請が必要） |
| | 11 | いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 |
| その他 | 12 | 地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合 | 卒業まで |
| | 13 | 就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合 | 卒業まで |
| | 14 | 教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合 | 教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要） |
| | 15 | 就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。） | 卒業まで |
| | 16 | その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合 | 教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要） |

# 就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

| 事由 | 承認・承諾の基準 | | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 転居又は転出 | 1 | 小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合 | |
| | 2 | 小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合 | |
| | 3 | 住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合 | 建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類 |
| | 4 | 新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合 | 建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類 |
| 転入予定 | 5 | 本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合 | 建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類 |
| 住民票未登録 | 6 | 特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合 | 居住証明書 |
| 留守家庭児童対策 | 7 | 小学校６年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合<br>①　児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合<br>②　保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合<br>③　他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合 | 預かり承諾書<br>在職証明書 |
| 心身の事情 | 8 | 児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合 | 学校長の意見書又は関係機関の意見書等 |
| | 9 | 支援学級のある学校への就学を希望する場合 | |
| 教育上の配慮 | 10 | 就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。） | |
| | 11 | いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合 | 学校長の意見書又は関係機関の意見書等 |
| その他 | 12 | 地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合 | |
| | 13 | 就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合 | 就学通知書の写し |
| | 14 | 教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合 | 学校長の意見書又は関係機関の意見書等 |
| | 15 | 就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。） | |
| | 16 | その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合 | 事由要件による |

議案第１号

令和７年度における四万十町教育委員会の事務の執行状況に関する点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、令和７年度における四万十町教育委員会の事務の執行状況に関する点検及び評価を別冊のとおり行うことについて、委員会の意見を求める。

令和８年９月１日 提出

四万十町教育長　川上　　武史

参　考

【参考法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第 25 条　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

（１）　教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

（２）　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

（３）　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

（４）　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

（５）　次条の規定による点検及び評価に関すること。

（６）　第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

３　教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第１項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

４　教育長は、第１項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第１項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第４項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

議案第２号

令和８年度教育委員会関係予算案（９月補正）について

令和８年度教育委員会関係予算案（９月補正）について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和８年９月１日 提出

四万十町教育長　川上　武史